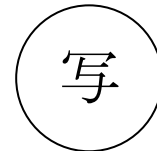


令和2年（2020年）12月24日開会

令和2年（2020年）第15回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和2年12月24日(木)第15回教育委員会定例会を南館8階  
中会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
委 員	篠 永 安 秀
委 員	堀 村 佳 奈 子
委 員	前 川 佳 之

◆ 本委員会に出席した者

教育総務部長	小 田 佐 衣 子
教育政策課長	玉 谷 圭 太
教育総務部副理事	西 村 宏 子
学 務 課 長	堤 義 孝
施設課長	浅 野 貴 士
社会教育振興課長	松 本 栄 子
歴史文化財課長	木 下 典 子
中央図書館長	吉 田 典 子
学校教育部長	加 藤 拓
学校教育推進課長	青 木 次 郎
学校教育推進課参事	尾 崎 和 美
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	新 川 正 知
こども育成部長	岡 和 人
保育幼稚園総務課長	山 寄 剛 一
保育幼稚園事業課長	村 上 友 章

◆ 署名委員

委 員	武 内 由 紀 子
-----	-----------

( 令和 2 年 1 2 月 2 4 日 ( 木 ) 、午後 4 時 0 0 分 )

議事日程 ( 令和 2 年第 1 5 回茨木市教育委員会定例会 )

( 於 : 市役所南館 8 階中会議室 )

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4		諸般の報告について	
5	3 2	施設予約システムに関する茨木市教育委員会規則の制定について	
6	3 3	茨木市教育委員会会議規則の一部改正について	
7	3 4	茨木市公民館条例施行規則及び茨木市立青少年センター条例施行規則の一部改正について	
8	3 5	令和 3 年度教育費予算の申し出について	
9	3 6	令和 3 年度使用学校教育法附則第 9 条に基づく拡大教科書の採択について	
10			
11			

( 1 6 時 0 0 分 開 会 )

岡田教育長

それでは、ただいまから令和2年第15回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後6時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後6時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、武内委員をご指名申し上げますので、よろしくお願ひします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和2年第13回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」についてお諮りいたします。

異議はございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和2年第13回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」については、承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

## 小田教育総務部長が報告

### 岡田教育長

事務局の説明は終わりました。以上の報告について、ご質疑はございませんか。

### 武内委員

11月12日と11月27日に家庭教育講座を開催していただいていると思いますが、参加者が延べ24人というのは少ないのかなと思ったんですけれども、どうでしょうか。また、この講座の内容や参加された方の反応など簡単に教えてください。

### 松本社会教育振興課長

家庭教育講座についてですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、子供を持つ保護者の方々が、感染症の不安であったり、子どもと過ごす時間が多いという中で、そういった悩みも広がっていることから、悩みの解消や子どもと過ごす時間の楽しさを再認識していただくということを目的として、11月12日と27日に実施をいたしました。

参加者ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策というところもございまして、密を避けるため各テーマ20人ずつの募集を行ったところ、12日は13人、27日は11人で計24人の参加となりました。

講座の内容と参加された方々の反応ですけれども、12日のテーマは、お家の中で楽しく過ごすということで、遊びに対しての親の関わり方をお話しいただきました。遊びを通して、学びとか子どもの成長を求めるというよりも、課題やきっかけを作ってあげることが大切ですよというようなお話でした。講座終了後のアンケートでは、参加者の多くの方がよかったというような声を寄せていただいています。

27日は、感染症予防対策に対しての正しい知識を身につける、知らないことで起因する過度な心配を取り除くというようなテーマで、済生会病院の感染管理室の方を講師にお迎えいたしまして、感染症と診断された場合の受診の方法や、家庭で療養する場合の対策などについて、実際の事例を交えてお話をさせていただきました。参加者からは、説得力のある専門家の話が聞いてよかったということで、さまざまな質問が出たという報告を受けています。

今回、参加者が募集人員に繋がらなかったのは、やはり新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、出かけるのを躊躇された方もおられるのではないかと考えております。今後、講座の開催方法等については、手探りでいろいろな手法を考えていこうと思っております。

また、今回の講座につきましては、講師の方に講座の内容に基づいたコラムの作成も依頼をしております、それをまたホームページやSNSで発信して、多くの方に情報を届けていきたいと思っております。

#### 武内委員

ありがとうございます。すごく内容の充実した良い講座を開催していただいたと思います。もう少し参加者がたくさん来られたら良かったのになと思います。子どもたちとの関わり方について、保護者の方が学ぶ機会をなかなか持てないと思いますので、是非ともアピールしていただいて、たくさんの方が学ぶ機会を持っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

#### 篠永委員

私のほうからは、12月12日に開催された第2土曜科学教室についてですが、参加者は28名ということですが、子どもたちはもとより保護者の方の興味もひく、流行りのドローンという題材を使いながら、教育現場でも問題になっているプログラミングをカップリングしたすばらしい企画だと思っております。

みなさんマスクを着用し、感染症対策もばっちりとされています。また、タブレットは接触感染の媒体になるので、消毒液をそばに置いて実施されたということで、これはすばらしいと思います。

私の質問は、このような風のない体育館をセッティングしたり、さまざまなしかけとか工夫が凝らされている、この体験会を企画されたエムズワークスのご担当者の方はどのような方なんでしょうか。すこしご紹介ください。

新川教育センター所長

エムズワークスは、システムやソフトウェアの開発・運用などのIT関係の業務を行っている企業として、その中でドローン事業も行っており、地方自治体から依頼がありましたら、小中学校などでドローンを使用したプログラミング学習を行っている会社というふうに伺っております。

体験会にはたくさんのスタッフの方が参加していただきまして、皆さん、そういうプログラミングも含めてドローンを実際に操縦できる方々でした。

篠永委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

堀村委員

私からは11月20日に開催されたこどものつどいについてですが、今年は新型コロナウイルス感染症対策ということで2部制にするなどの対策はとられたのでしょうか。また、5歳児のお子さんが参加されるということですがけれども、保護者の方も参加されるのでしょうか、教えてください。

山寄保育幼稚園総務課長

こどものつどいですが、堀村委員がおっしゃっていただいていたように2部制での開催とし、会場も隣り合わせにならないように2席あけて座るなどの対策を行いました。

また、歌うことがどうしても制限されますので、なるべく手拍子で鑑賞するようにしましたが、子どもたちは知っている曲なんかがかかると口ずさんでしまったりすることもあったんですが、とてもいい経験になったと考えています。

今回は2部制でしたので、出場される園が2園あったんですけども、その保護者の方にはご参加いただいて、あと引率でPTAの方に来ていただいているんですが、これは例年どおりの人数の参加ということでございました。

堀村委員

ありがとうございます。たくさんの行事が縮小される中、いろいろな工夫されて実施されたことを本当に良かったなと思っております。私も幼稚園児の子どもがいるんですけども、今年はコロナの影響で子どもの行事も少ないですし、あと保護者が子どもの様子を見る機会がかなり減ってしましまして、本当に幼稚園で何をしているのかなというのが少し伝わりにくいなと実感しております。そのような中で、保護者の方も子どもの様子を見られたということで、すごくうれしく思いました。ありがとうございます。

岡田教育長

ほかに何かご質疑ございませんか。

それでは、以上をもちまして、「諸般の報告」を終わります。

日程第5 議案第32号「施設予約システムに関する茨木市教育委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第32号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、全庁的な取り組みである「新たな施設予約システム」の導入に伴い、茨木市立公民館及び茨木市立上中条青少年センターにおいて施設予約システムに対応するため、「施設予約システムに関する教育委員会規則」を新たに制定するものです。

規則の内容としましては、茨木市立公民館、茨木市立上中条青少年センターを予約システムの利用対象施設とします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

堀村委員

規則の第3条で、茨木市施設予約システムに関する規則の例によるということなんですけれども、これで予定されている具体的な内容を教えていただけますでしょうか。



松本社会教育振興課長

施設予約システムに関する規則で定めるものにつきましては、まずこのシステムを利用するにあたっては、利用者登録が必要になりますので、それぞれの施設で利用登録が必要という規定でありましたり、また使用料につきましては、口座振替でも出来るため、その場合は口座振替の登録をしなければならないというような規定でありましたり、システムにより抽選することが出来るというような規定を定めるものになりまして、教育委員会の規則としてもそれに準ずるという形になります。

堀村委員

分かりました、ありがとうございます。

岡田教育長

ほかに、ご質疑ございませんか。

篠永委員

この予約システムが導入されることによって、市民の方がより幅広く、公平に使っていただけるということだと思えるんですけども、予約の確定はシステムとしてはどうなっているのでしょうか。教えていただけますか。

松本社会教育振興課長

システムでの抽選ということになります。今回、全庁的にルールを統一していくということで、抽選申し込みの受付期間に関しましては、利用月の4か月前の20日から月末までに抽選の申し込みをしていただきます。抽選につきましては、利用月の3か月前の1日の日にシステムで自動抽選をしまして、その同日に抽選結果の通知を出すということになります。抽選はシステムで行いますので、公平性は担保できると思います。

篠永委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかに、ご質疑ございませんか。

武内委員

申し込みについて、複数申し込むことも可能だと思うんですけども、それで申し込んだのが幾つも当たった場合はどうなるんですか。

松本社会教育振興課長

今回の予約システムでは、対象施設が47の施設になります。その利用区分ごと、施設ごとに登録をしていただいて、利用したい日を予約システムで申し込む形になります。複数当選した場合ですが、抽選の翌日から10日までの間に利用確定をする必要がありますので、その間に、実際に利用したい日を確定していただき、使用しない日は取り下げていただくことにより、システム上で空きになりますので、また違う市民の方にも利用していただけるようになります。

武内委員

抽選の期間を過ぎて空いていれば、自由に申し込むことが可能なわけですね。

松本社会教育振興課長

抽選で申し込みがなかった日や、抽選後に確定をされなかった日については、順次、申し込んでいただけるということです。

前川委員

今回、47の文化コミュニティ施設で、一斉にこのシステムが始まるということで、事前に利用者登録とか口座振替の手続きを行うということになりますので、これは要望ですが、広報とかホームページでPRをされるとは思います、いろいろと創意工夫をして、利用者に混乱が起きないようにお願いします。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号「茨木市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第33号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、行政手続における押印の必要性の見直しにより、現在は署名押印を必要としている教育委員会に対する請願または陳情の手続きについても、署名または記名押印の選択制とするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、個人が請願または陳情をしようとする場合は、署名または記名押印の上、教育長に提出しなければならないこととします。

次に、法人が請願または陳情しようとする場合は、法人の名称を記し、代表者の署名

または記名及び法人の印章を押印の上、教育長に提出しなければならないこととします。

最後に、附則といたしまして、公布の日から施行する旨及び経過措置について定めております。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

請願、陳情することに対して、誰がするのかということ詳しくしないといけないという内容なんですか。

玉谷教育政策課長

今回の改正につきましては、報道などでもありますように国の押印の見直しというところで、茨木市も全体の方針としてルールを定めまして、原則として押印義務づけの廃止としながらも、押印が必要な手続き、それと署名のみ、または記名押印が必要な手続きというのに振り分けました。

請願、陳情に関するこの部分につきましては、当事者の意思による手続きであることの確認が必要なものに分類をいたしまして、申請の際には署名、あるいはワープロ打ちやゴム印等での記名及び押印、このいずれかの方法で申請が必要であるというふうに改めました。以前は、署名と押印の両方必要な状態になっておりました。それを改めたものであります。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほか、特にございませんか。

では、お諮りいたします。質疑を打ち切りまして、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号「茨木市公民館条例施行規則及び茨木市立青少年センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第34号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、全庁的な取り組みである「新たな公共施設予約システム」の導入に合わせ、現在施設間で異なる利用申請手続等に係る運用について統一を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、茨木市公民館条例施行規則におきましては、現在、1か月前からとしている使用許可申請日を3か月前からとし、抽選をシステムにより行い利用者を決定すること、「口座振替の導入」により、使用料の後納を可能とするとともに、「使用料の還付」については、使用日前60日までは全額、使用日前7日までは半額に改めます。また、「使用の変更」については、使用日前3日までに「1回」限りと改めるとともに、他の施設との整合性を図るため、その他文言の整理を行います。

次に、茨木市立青少年センター条例施行規則におきましては、「利用許可の申請」について、一般団体において、利用日の属する月の3か月前に抽選により順位を決定し、その後は先着順となること、優先団体においては、利用日の属する月の4か月前の初日から先着順となることに改めます。

また、口座振替制度の導入により、使用料を後納とできることから、使用料の減額の設定を設けます。「使用料の還付」については、利用予定日の60日前までは全額、7日前までは半額と改めるとともに、他の施設との整合性を図るため、その他文言の整理を行います。

その他、様式につきましても、予約システム等に準じた様式に改めます。

最後に、附則といたしまして、公布の日から施行する旨及び経過措置について定めております。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

いまの説明の中で、使用料の後納ができるとおっしゃったんですけども、後納ができるということは、後納じゃないこともあり得るのでしょうか。

松本社会教育振興課長

予約システムでの申請の場合は、口座振替になりますので後納になります。今回、全庁的にこのシステムの導入を行いますけれども、併せて、これまでどおり窓口での申請受付も並行して行いますので、窓口で申請された方は、その場でお金を納めてもらう前納となります。

武内委員

それは当面の間は両方のやり方があるということでしょうか。最終的には、このシステムでの申請だけになるのですか。

松本社会教育振興課長

今後のあり方については、システムの利用状況などを見きわめた上で、全庁的な判断になってくると思いますが、やはり、なかなかシステムでの予約が難しいと思われる方もおられますので、システムの導入にあたっては窓口での申請受付も並行して行っていく予定です。今後は、施設の利用団体の方へ予約システムの利用促進を図っていきたいと考えております。

武内委員

両方ということになると、窓口での受付などの負担がでてくると思いますので、先ほど前川委員がおっしゃったように、事前の周知によりできるだけスムーズにいくよう考えていただければと思います。

岡田教育長

ほかにどうでしょうか。

篠永委員

第11条に、災害その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったときは、使用料を還付すると定められていると思うんですけども、昨今のコロナ禍といいますか、そのような事態でロックダウンになったような場合も含まれるのでしょうか。また、災害というのは大小さまざまかと思うんですけども、だいたいどの程度の災害を想定しているのか。例えば、大きな台風やゲリラ豪雨などで行けなかった場合も対象なのか。そのあたり決まっていたら教えてください。

松本社会教育振興課長

台風などで休館になった場合につきましては、利用者の責めによらない理由ということになりますので、全額還付をするということはこれまでもやっておりましたが、そのあたりの明文化がきちりできていなかったため明文化するものです。

新型コロナウイルス感染症の対応のところでは、今年度は市の新型コロナウイルス対策本部で決定いただいた内容を受けて、利用者の責めによらない理由として取り扱っております。今回の対応例としては、密を避けるために大きな部屋に変更する必要

がでてきた場合に、本来であれば使用料が高くなりますが、その分は減免するという対応を行いました。そのような対応について、この規則の一部改正により明文化するものです。

前川委員

今の件に関連してですが、この条文を適用する判断については、公民館長と青少年センター所長に委ねられているのでしょうか。それとも、教育委員会として判断されるのでしょうか。

松本社会教育振興課長

市の新型コロナウイルス対策本部等の決定を受けて、教育委員会で判断するものと考えております。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか

では、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)



岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号「令和3年度教育費予算の申し出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第35号につきまして、ご説明を申し上げます。

令和3年度教育費予算の編成に当たりましては、将来の担い手となる子どもたちに「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上、また市民自らが自発的、主体的に取り組む学習活動や社会参加を支援する環境の醸成に努めるなど、社会教育の推進が重要と考え、教育諸条件の整備と教育水準の向上に努めることができるよう、市長に意見を申し出るものです。

予算の調製に係る意見の申出項目につきましては、お手元にご配付の「令和3年度教育費予算の調製に係る意見の申し出について」及び一覧表をごらんください。

重点項目といたしましては、丸印を付しております、1 学校施設等の計画的整備と教育内容の向上のための条件整備における体育館空調設置事業の推進、（仮称）中学校給食センターの整備、7 第5次計画の推進における非認知能力育成の取組みの推進、学力向上（国語力、外国語教育等）の取組みの推進、子ども支援、図書館支援、業務支援の取組みの推進、9 学校の情報化の推進における教育の情報化及び情報教育推進のための基盤整備、小中学校ICT環境整備推進事業の推進（ICTアドバイザー）、12 新型コロナウイルス感染症対策の徹底における学校施設の消毒、トイレ清掃等の感染予防対策の推進、保健衛生用品等の整備をあげております。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

項番7の3つ目の子ども支援、図書館支援、業務支援の取組みの推進ということですが、具体的にどのような内容か教えてください。

青木学校教育推進課長

この3つにつきましては、現在、学校に配置しておりますスクールサポーター、それから業務サポーター等の人的配置を有効活用して、子どものサポートに当たるための予算を計上しておりますので、その取組みを進めてまいりたいと考えております。

篠永委員

項番11の公立幼稚園施設環境の向上について、どのようなものか内容を少し教えてください。

山寄保育幼稚園総務課長

次年度は特に大きな営繕などはございませんので、通常の修繕などが主な内容になります。

篠永委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

武内委員

もう一度、項番7番についてですが、最初の項目の非認知能力育成の取組みの推進というのは、具体的にどのような内容でしょうか。

青木学校教育推進課長

具体的に進めておりますのが、今年度から始まりました茨木っ子キャリアパスポート、それから中学校で活用しておりますいま未来手帳です。

初年度ということと、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、少しずつではありますが進めております。茨木っ子キャリアパスポートでは、学校の行事について、これまでも振り返りを行っていたものもあるんですけども、どういう目当てをもって取り組んでいくのかをしっかりと子どもたちに意識をしてもらい、その記録を積み上げていく。それを、学年が上がったときに振り返りを行い、自分の積み上げてきたキャリアを確認することにより非認知能力を育成していく。そのような取組みを始めているところでございます。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

前川委員

以前にいただきました「茨木っ子プラン ネクスト5.0」を見ているんですが、この非認知能力育成の取組みの記載が見ている限りないですし、あまりなじみのない言葉のような気がするんです。従来からこのような表現でされているのであれば問題はないかと思いますが、一般的には、なかなか分かりづらい用語ではないかなと思っております。私の感想として言わせていただきます。

青木学校教育推進課長

非認知能力という言葉でございましてけれども、ペーパーテストなどの数値で測ることができる学力や、逆上がりができる、絵が描くのが上手などのできる、できないが見て分かる技術や技能ではなく、例えば、諦めずにやりきる力や、思いやり、忍耐力など数値化できない、表面上では見てとることができない人間の内面的な能力のことを、一般的に非認知能力というふうに言っております、それをさまざまな取組みの中で伸ばしていこうと進めているところでございます。

岡田教育長

よろしいですか。

## 加藤学校教育部長

非認知能力につきましては、確かに名称として非常に難しいと思います。私たちはこの計画をつくる段階から、非認知能力をキーワードに考えてきたので分かるのですが、前川委員のおっしゃったように初めて聞かれた方には非常に分かりにくい言葉というのは重々承知しております。ただ、これを言いかえるとなると適切な言葉がなかったため、非認知能力という言葉そのまま使用しています。そのため、非認知能力とはどういうものなのかを丁寧に説明していくことが必要だと考えます。今年でいいますと保育所、幼稚園、それから小学校の教員、それから学童保育の先生方を対象に、非認知能力について研修を行ったりして、茨木市で子どもを育てることに携わる人たちが非認知能力がこういうものなんだということをイメージできるように、粘り強くやっていきたいと考えております。

## 前川委員

説明を受けまして内容は理解できました。

あと、項目の並び方についてですが、学校教育や社会教育などが、いろいろ交じりあっていますが、この並び方には理由があるのでしょうか。

それと、項番12の新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてですが、これは最後でいいのか、むしろ一番前に持っていったほうがいいのか。そのあたりが気になりましたので、教えていただけるとありがたいです。

## 玉谷教育政策課長

12番の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、市長部局のほうでも重要視している課題になりますので、この順番についてはいちど検討させていただきたいと思っております。

次に、この項目の順番でありますけれども、例年の申し出の順番を踏襲しつつ、年度ごとに重点項目の変更や項目の追加、削除を行っております。

## 岡田教育長

暫時休憩いたします。

休 憩（16時53分）

再 開（16時56分）

岡田教育長

再開いたします。

小田教育総務部長

内容についてご審議いただきまして、順番については教育長に一任していただければと思いますが、いかがでしょうか。

前川委員

教育長に一任いたします。

岡田教育長

ほかに質疑ございませんか。

武内委員

項番6の図書館事業の推進についてですが、最近では活字離れが進んでいて、読書の大切さが言われていると思いますが、2つ目の子どもの読書活動の推進、それから3つ目のコロナ禍における読書推進事業の充実という、この2つについて、具体的に、どのような取組みを考えておられるのか教えてください。

吉田中央図書館長

子どもの読書活動の推進につきましては、現在、第3次茨木市子ども読書活動推進計画に基づいて推進しているところであります。今年度からその計画が始まっていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、なかなか取り組めない状況が続いておりました。やっと今、オンラインによる講座の開催等を始めているところです。来年も、できましたら図書館に来ていただいて読書の大切さを伝えていきたいと思っておりますが、状況によってはなかなか図書館に来ていただくことが難しい場合

もでございます。その場合は、コロナ禍においてどのようなやり方でやっていくのか、オンライン配信などの方法も含めて考えていければと思っております。ですので、子どもの読書活動の推進については、計画に基づき、学校と連携を行いながら推進する、また、3つ目のコロナ禍における読書推進事業の充実におきましては、成人の方も含め、どのようにやっていくか検討し、充実を図っていきたいと思っております。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

武内委員

項番5の文化財保護の推進ということで、多数あがっているんですけども、それぞれの項目について、具体的にどのようにしようとしているのか教えてください。

木下歴史文化財課長

1点目の文化財資料館、キリシタン遺物史料館等における展示公開・啓発事業の推進についてでございますが、令和3年度に向けて新修茨木市史収集資料の保存整理、公開ということと、市民が収集資料を活用できるように文化財資料館に、仮称郷土資料室の開室を計画しております。また、それに伴いまして1階の常設展示室等への展示品や什器の移動が発生するためにリニューアルも考えておきまして、発信機能を強化することで、広く市民に郷土の歴史や魅力を再発見してもらおうと考えております。

具体的な内容としましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたテーマ展を令和3年度に行うことを初めとしまして、令和3年度が東奈良遺跡の発見50周年になりますので、その企画展といった周年事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の埋蔵文化財の保存活用事業の推進についてでございますが、継続的に、長期にわたって取り組んでいることではございますが、出土遺物の整理業務委託や洗浄業務委託の内容を毎年度精査して、保存整理作業を計画的に進めております。それらの展示等、市民への公開に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、大きな事業としましては、千提寺菱ヶ谷遺跡の整備、活用にも取り組んでおきまして、令和2年度に土留め工事を行っておりますので、令和3年度につきましては、植樹事業や里山林の整備、遺跡エリアの整備といったことを計画しております。

武内委員

もっとアピールをして他市から注目を集めたり、市民の方が自分の住む市の歴史や文化財について知るような機会をたくさん設けてほしいなと思います。若い人なんかでも、あまり茨木の良さやたくさんある文化財を知らないと感じますので。こういう事業を広く市民に周知して、自分達の住むこの茨木が好きという思いを持てるようにしていただけたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかに何かご質疑ございませんか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

前川委員

内容は異論ありませんが、新型コロナウイルス感染症に係る内容も含め、項目の整理をお願いしたいと思います。出来れば教育長に一任したいと思います。ご賛同をお願いいたします。

岡田教育長

それでは、原案につきましては、項目の整理を行うことを条件に、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第35号は一部修正して可決されました。

日程第 9 議案第 36 号「令和 3 年度使用学校教育法附則第 9 条に基づく拡大教科書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第 36 号につきまして、議案説明いたします。

本件は、令和 3 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に基づく拡大教科書の採択についてでございます。

附則第 9 条関係教科用図書とは、特別支援学校または小中学校の支援学級で、特別の教育課程を実施し、所定の学年の検定教科書を使用することが適切でない場合、学校教育法附則第 9 条に基づき採択することができる教科書のことです。平成 16 年度より、小中学校の支援学級に在籍する児童・生徒のうち、視覚障害のある児童・生徒のために、検定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、一般図書として発行する拡大教科書の給与について、市町村教育委員会がこの拡大教科書を採択した場合、視覚障害のある児童・生徒に無償給与する措置がとられることとなっております。

附則第 9 条に規定される教科用図書に関して、本市では、必要に応じて採択することとなっております。9 月に次年度必要とする拡大教科書の採択をいただきましたが、そのうち 4 年生の児童が他教科の拡大教科書も必要としていることから、当該児童の教育条件の改善に資するため、別表のとおり拡大教科書を採択いただきますようお願いいたします。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。何かご質疑ございますか。

武内委員

9 月のときには申請されていなかったんですが、今回、この保健と道徳と 2 種目について必要になったのは、どのようないきさつがあったのでしょうか。

尾崎学校教育推進課参事

視力が 1 年ごとに少しずつ低下されていることと、教科書の大きさも大分小さくなっ



ていくということを保護者の方は心配されておまして、12月に学校から相談がありました。保健は使う時間としては少ないですけども、児童が読書に対して意欲的になってきているため、やはり自分で中身をしっかりと読める大きさにしたいということです。道徳につきましても、週1時間で、授業の中では先生の読み聞かせなどありますので、自分で読んで、家庭でももう一度音読するとか、そういう使う時間としては、ほかの教科よりは少ないですけども、やはりこれも自分で読んでいきたいということもあまして、この2教科も追加で採択をしてほしいということです。

#### 武内委員

この保健の教科書ですけども、3、4年が1冊になっていますよね。現在、3、4年の教科書を使用しているけれども、それではすこし見えにくく読みにくいので、4年生になったときに、もう一度給与するということですか。

#### 尾崎学校教育推進課参事

武内委員のおっしゃいますとおり、保健につきましては3、4年生で1冊の教科書になっております。これまでは、3年生で給与したものは4年生では給与しないとなっていました。学年が変わるときに見づらいなどの状況がありましたら、一度給与されていても、もう一度給与することができるように対応が拡大されております。

#### 武内委員

一度給与されているけれど、もう一度その拡大版の教科書を給与されるということですね。分かりました。

#### 岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいでしょうか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和2年第15回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間、本当にありがとうございました。

(17時10分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和2年12月24日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

令和2年第15回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和2年11月14日～令和2年12月15日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
11月20日 (金)	第41回茨木市立幼稚園こどものつどい (参加者：529人)	立命館いばらき フューチャープラザ	関係職員	保育幼稚園 総務課
11月12日 (木) 11月27日 (金)	家庭教育講座 (参加者：延べ24人)	上中条青少年セン ター	関係職員	社会教育 振興課
11月14日 (土) 11月28日 (土)	子どもセミナー (氷のお城と雪だるまのキャン ドル) (参加者：81人)	上中条青少年セン ター	関係職員	社会教育 振興課
12月12日 (土)	子どもセミナー (しかけ絵本をつくろう！ 「いっすんぼうし」) (参加者：20人)	上中条青少年セン ター	関係職員	社会教育 振興課
11月14日 (土) ～ 12月12日 (土)	おはなし会 (開催回数：14回 参加者：延べ271人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書 館
11月28日 (土) 12月12日 (土)	子ども向け工作等行事 (参加者：延べ52人)	中条図書館ほか	関係職員	中央図書 館
12月12日 (土)	第2土曜科学教室「プログラミングを使ってド ローンを飛ばそう！」 (参加者：28人)	養精中学校体育館	関係職員	教育セン ター